

# 唐代入閣の儀と甘露の変

## はじめに

唐代の朝会儀礼は、その重要性によって頻度・開催場所が図1のように四段階に分かれる。このうち、[1]《大赦》・[2]《元日朝会》・[3]《朔望朝会》については、『大唐開元礼』に詳しい儀礼の執行次第(儀注)が記載されており、王朝の礼制として確たる根拠を有していたことがわかる。しかしながら、[4]《常日朝会》は、同書や『通典』のような唐代の制度の書に記載されておらず、その儀注は不明である。秦蕙田の『五礼通考』卷一三三には、

秦漢以降、迄于南北朝、史志詳于朝會之儀注、而常朝闕如。自唐以後、其儀始備。

とあり、常日朝会いわゆる「常朝」は唐代になって形成された儀制といえる。本稿では、この常朝の制度を儀式次第(儀注)の観点から考察したい。その際、比較的史料が残存している唐代後半期を考究の中心とするが、次章で述べるように唐代後半期の常朝の儀は「入閣」と称されたので、タイトルに「入閣の儀」と表した次第である。

また、「入閣の儀」を舞台として勃発した大事件に、文宗大和九年(八三五)の「甘露の変」がある。本稿では史料に残る数少ない朝儀の実施例としてこの事件を取り上げたい。

## 第一章 「入閣」について

本論に入る前に、「常朝」と「入閣」の意味について概論したい。「はじめ」で述べた様に、唐代の「常朝」は後半期では専ら「入閣」と呼称された。図1の[3]部分の儀礼挙行の場である太極殿・宣政殿の両脇には、東西上閣門という禁中と外廷の境界線上に所在する門があり(図2)、ここより内側は、普段仗衛の兵士達がおらず、宮人と宦官の世界であった。そこに所在する内朝の正殿である兩儀殿・紫宸殿で朝儀を実施する際には、太極殿・宣政殿の前に序班した百官を儀仗兵とともに、東西上閣門から一斉に引き入れたので、「喚仗入閣」と称したのである。唐代後半期では、皇帝は原則奇数日に聴政を行う慣例が定着し、さらに高官薨去などの理由で輟朝が行われ、実際に

松本保宣

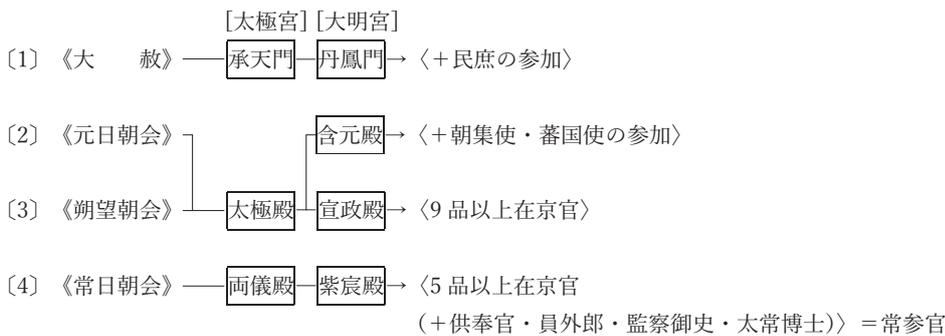


図1. 大明宮と太極宮の朝会儀礼階層図

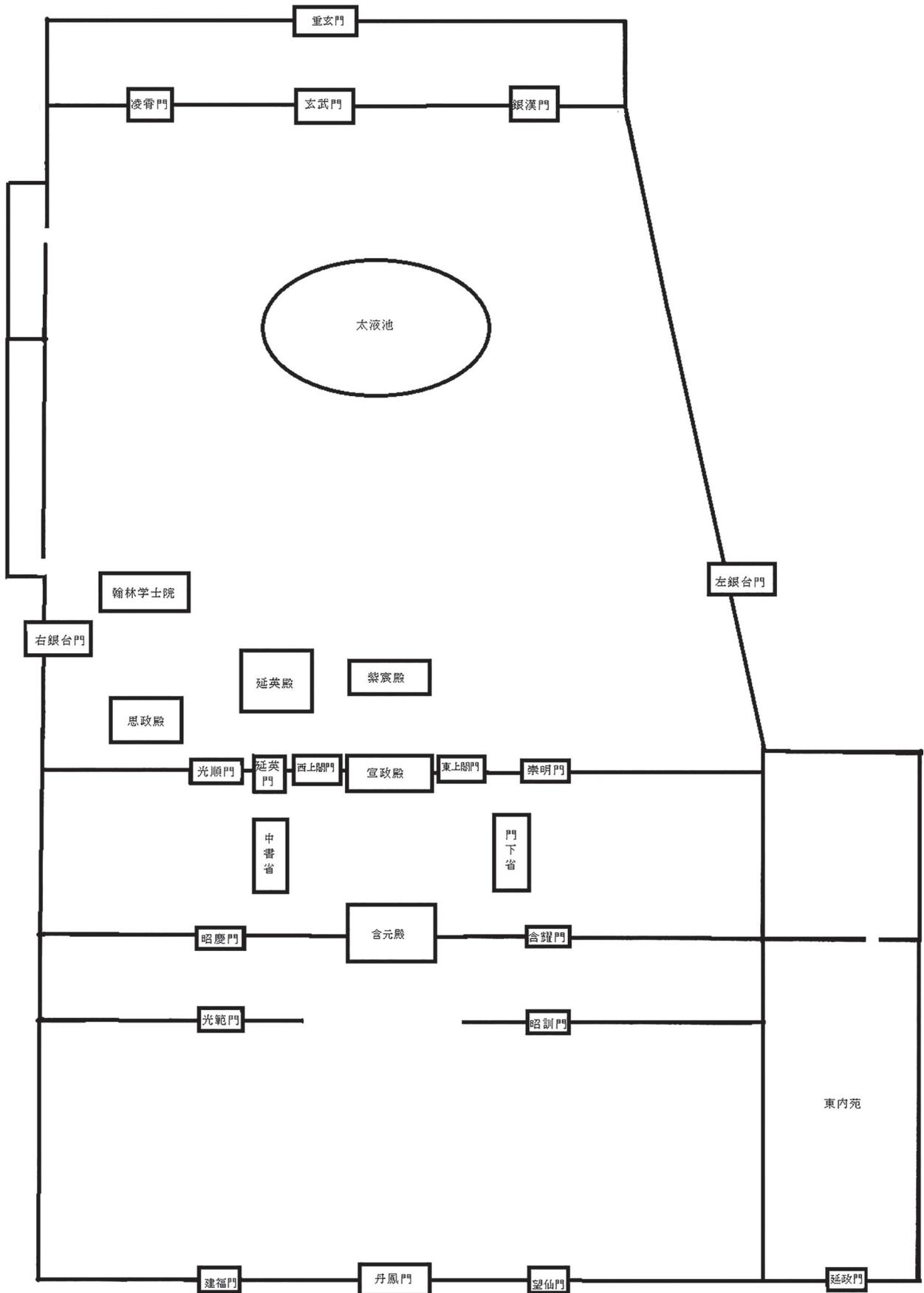


図2. 唐大明宮概念図

史念海氏編『西安歴史地図集』(西安地図出版社、1996年)  
及び妹尾達彦氏『長安の都市計画』(講談社、2001年)所掲図に基づく



27	又兩拜、舞蹈	宰臣奏事	⑧
28	三拜、引至位對揖		
29	通事舍人引宰臣、至東西踏道下立	┘	
30	次文武百官出	┘	
31	次兩省官南班揖殿出		
32	次翰林學士南班揖殿出	群臣退出	⑨
33	次執文武班簿南班揖殿出		
34	次金吾將軍南班揖殿出		
35	次細仗出	┘	
36	次引宰臣香案前、奏事、訖	┘	
37	宣徽使喝、好去	宰臣奏事、退出	⑩
38	南班揖殿出	┘	
39	次閣門使引待制官、到位兩拜	┘	
40	引近前奏事、訖		
41	卻歸位磬折		
42	宣徽使宣、所奏知	待制官奏事、退出	⑪
43	又兩拜、舞蹈、三拜		
44	舍人喝、好去		
45	南班揖殿出	┘	
46	次刑法官奏事准上	刑法官奏事、退出	⑫
47	次監察御史、南班揖殿出	┘監察御史・起居郎退出	⑬
48	次起居郎、南班揖殿出	┘	
49	次閣門承旨放仗	仗衛退出	⑭
50	次閣門使奏、衙内無事	┘	
51	次喝、控鶴官門外祇候	皇帝退出	⑮
52	次下簾		
53	皇帝上輦歸内	┘	

起居を受け(①)、次に「正朝殿」に出御し(②)、仗衛を喚び(③)、「入閣儀」が開始される。仗衛について入場するのはまず宰臣(④―⑬)で、次に百官が入る(⑥―⑱)。宰臣と兩省官が班を作り拜礼して賀詞を言上する(⑦)と、宰相の奏事が始まる(⑧―⑲)。これがこの入閣儀の最初の核心であり、終了すると群臣退出に移る(⑩)。この際の退出の順番は、兩省官(31)、翰林學士(32)、文武班(33)である。次に臣下の奏事が行われる(⑩―⑳)。⑧の宰臣奏事と⑩のそのの相違は、前者が百官・仗衛が揃った中で奏事であるのに対して、後者は百官・仗衛が退出した後の少人数での奏事である点である。唐制では前者を「対仗奏事」、後者を「仗下奏事」と呼んだ<sup>6)</sup>。五代の儀注はそれをなぞっている。奏事が終わった宰臣は退出し(⑩―⑳)、次いで待制官と刑法官が順番に奏事・退出する(⑪・⑫)。つまり最初に退出した宰臣は、後に続く待制官と刑法官の奏事内容を把握できないわけである。以上で、入閣儀の核心部分は終わり、朝儀の監察を担当する監察御史と、宰相以下の奏事を記録する起居郎が相次いで退出し(⑬)、皇帝の命令で仗衛が解散(⑭)、最後に皇帝が禁中に帰る(⑮)。

さて、前述した入閣の儀の二つの核心部分(対仗奏事⑧と仗下奏事⑩⑪⑫)は、臣下が奏上し皇帝がそれを聞くので、御前會議つまり「聴政」<sup>7)</sup>と言える。すなわち入閣の儀は聴政の場でもあった。先述したように対仗奏事・仗下奏事という二段階を踏む過程は、唐制を継承している。さらに仗下奏事の部分が、宰臣―待制官―刑法官の順次奏対で形成され、それらの奏事を記録する起居郎が最後に退出する、という儀注は、大唐の文宗開成年間(八三六―八四〇)に構成された制度である<sup>8)</sup>。つまりその中核を唐制に典拠を求めているのである。

しかしながら、『五代會要』「入閣儀」は、やはり五代の儀注であり大

唐の制とは異なる。それは儀式が挙行される場所であり、宮城の構造である。唐の大明宮は図2の如く、丹鳳門（外朝）―含元殿（外朝）―宣政殿（中朝）―紫宸殿（内朝）が南北一直線に連なる構造であるが、五代後唐の洛陽で再建された宮城では、図3の如く、五鳳楼（外朝）―明堂殿（外朝）と、文明殿（中朝）―中興殿（内朝）が、東西平行に配置されて二軸構造をなしており、平常の朝儀は、西軸の文明殿・中興殿で行われた。問題は文明殿で挙行する朔望の大朝会を「入閣」と名付けたことで、唐代の「入閣」とは名実異なる儀制が誕生したことである。<sup>9)</sup>

唐代の入閣：内朝での常朝

五代の入閣：中朝での朔望大朝会

両者は同名異実であり、入閣の場が内朝から中朝に移動したのである。従って『五代会要』「入閣儀」は文明殿が舞台となる。前掲表1の儀注②以下が挙行される「正朝殿」(②―6)とは文明殿である。そして儀注①の「常朝殿門」(①―4)とは内殿中興殿の門であろう。内殿(中興殿)から正殿(文明殿)へと進む儀注は唐代の入閣ではありえないし、さらに異なるのは、東西上閣門の存在である。五代の文明殿は中朝の位置づけなので、上閣門はその両脇にある。ところが、文明殿で入閣の儀を行うと当然の事ながら、東西上閣門に入る理由がなくなってしまう。なので、表1③の「承旨喚仗」の次に来るべき「百官入閣」がどこにもない。「閣門」なき「入閣」なのである。<sup>10)</sup> 要するに、『五代会要』入閣儀は、先述の如く諸官の奏事次第が大唐の故事を継承し、部分的には唐制をうかがえる傍証とはなるが、畢竟、五代の制であって唐制の復元の根拠とするには慎重であらねばならない。

次章では、可能な限り唐代とそれに近接した史料を用いて、入閣儀の復元を試みたい。

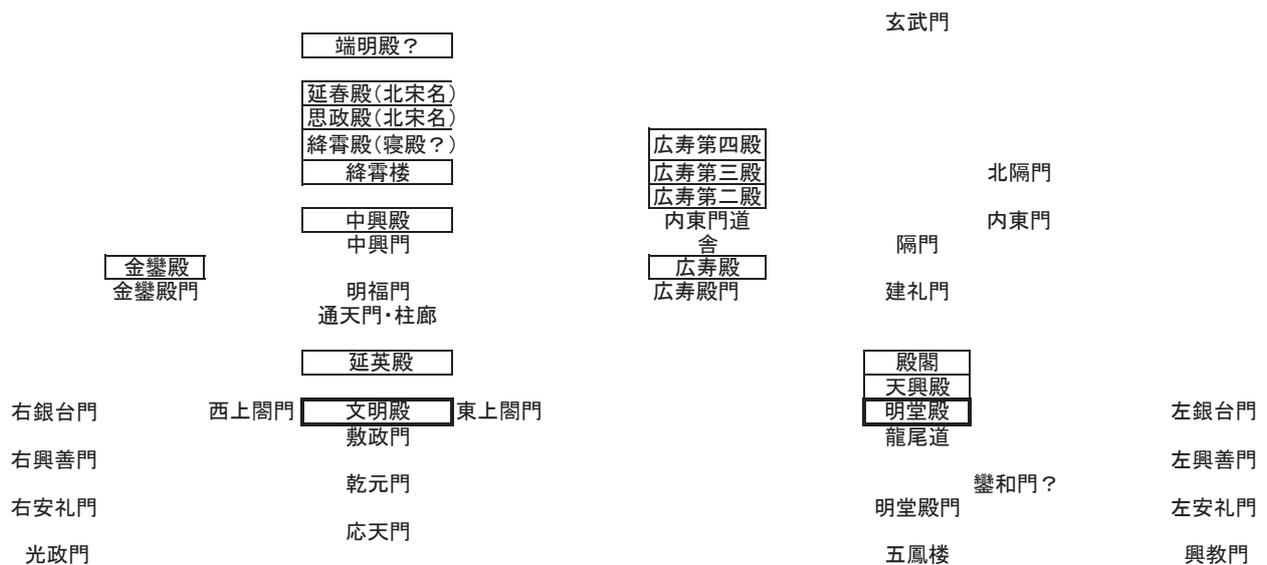


図3. 後唐洛陽宮城概念図

『宋史』巻85、地理1・『宋会要輯稿』方域一・高敏氏点校『永樂大典本河南志』（中華書局、1994）に基づき作製

第三章 『新唐書』儀衛志の検討―その一

唐人の残した記述で入閣の儀式次第を記しているのは、舒元興「御史台新造中書院記」（『文苑英華』卷八〇七、以下舒記と略称する）である。当該作品は末尾に文宗大和四年（八三〇）八月十六日の日付があり、後述する大和九年の甘露の変の状況と相互に参照できる絶好の史料ではあるものの、記述が簡略である。これを補えるのが、『新唐書』卷二十三上、儀衛志上に記載される「朝日」の儀注である（以下、儀衛志と略称）。この両者を対照表としたのが、表2である。儀衛志と舒元興の記事は共通点が多く、前者が後者を参照した可能性がある。また、表2―18の項目に記される宣政殿前の諸官の班位は、『唐会要』卷二五、徳宗貞元二年（七八六）九月五日勅に記される「文武百官朝謁班序」のダイジェストであり、これも先行史料を抄写した可能性がある。また、表2―13・27において閣門が登場しており、儀衛志は入閣の朝儀を記述したものに間違い<sup>①</sup>ない。もつとも、二カ所に閣門が登場するのは問題で、13の「閣門に至るも亦かくの如し」とは、12の「文班は東門より入り、武班は西門より入り」を受けて東西上閣門の入門の仕方を記したもので、12の宣政門について閣門に入ること<sup>②</sup>を記したものでなからう。表2―11～13の記述は、前掲「文武百官朝謁班序」の

文武官行立班序。通乾、觀象門外序班、武次於文。至宣政門、文由東門而入、武由西門而入。至閣門亦如之。其退朝、並從宣政西門而出。

との記載に類似しており、おそらくこの一文を参照して挿入したので、13の閣門に関する記述が宣政殿序班（表2―14～18）の前に出現したのであろう。

このように、儀衛志の儀注は、先行の史料を抄写して作成したと覚し

唐代入閣の儀と甘露の変

表 2. 舒儀衛志対照表

『新唐書』卷23上、儀衛上	舒元興「御史台新造中書院記」 『文苑英華』卷807
朝日、	每朝會、
1 殿上設黼辰、躡席、熏爐、香案。	2 其長惣領屬官、謁於天子。 道路誰何之聲、達于禁扉。 至含元殿西廡。
2 御史大夫領屬官、至殿西廡。	3 使朱衣從官傳呼、促百官就班。
3 從官朱衣傳呼、促百官就班。	4 遲曉、文武臣僚、列於兩觀之下。
4 文武列於兩觀。	5 使監察御史二人、 立於東西朝廷、輒道以監之。
5 監察御史二人、 立於東西朝堂輒道以泣之。	6 鷄人報點。
6 平明、傳點畢、內門開。	7 監者押百官。
7 監察御史領百官入。	
8 夾階、監門校尉二人執門籍。 曰、唱籍。	
9 既視籍、曰、在。 入畢而止。	
10 次門亦如之。	
11 序班於通乾、觀象門南。 武班居文班之次。	11 由通乾、觀象。
12 入宣政門。 文班自東門而入、武班自西門而入。	12 入宣政門。
13 至閣門亦如之。	
14 夾階校尉十人同唱、入畢而止。	
15 宰相、兩省官對班於香案前。	
16 百官班於殿庭。	16 及班於殿庭前。
17 左右巡使二人、分泣於鐘鼓樓下。	17 則左右巡使二人、分押於鐘鼓樓下。 * 若兩班就食於廊下、 則又分殿中侍御史一人、爲之使以蒞之。

<p>18 先一品班、 次二品班、 次三品班、 次四品班、 次五品班、 *每班尚書省官為首。 武班供奉者、立於橫街之北。 次千牛中郎將、 次千牛將軍、 次過狀中郎將一人、 次接狀中郎將一人、 次押柱中郎將一人、 次押柱中郎一人、 次排階中郎將一人、 次押散手仗中郎將一人、 次左右金吾衛大將軍。 *凡殿中省監、少監、 尚衣、尚舍、尚輦奉御、 分左右隨繖、扇而立。 *東宮官居上台官之次、 王府官又次之。 唯三太、三少、賓客、 庶子、王傅、隨本品。</p>	
<p>19 侍中奏、外辦。</p>	
<p>20 皇帝步出西序門。</p>	
<p>索扇、扇合。</p>	
<p>21 皇帝升御座。</p>	
<p>扇開。</p>	
<p>22 左右留扇各三。</p>	
<p>23 左右金吾將軍一人奏、</p>	
<p>左右廂內外平安。</p>	
<p>24 通事舍人贊宰相、兩省官再拜、</p>	
<p>升殿。</p>	
<p>25 內謁者承旨喚仗。</p>	<p>25 內謁者承旨喚仗。</p>
<p>26 左右羽林軍勸以木契。</p>	
<p>27 自東西園而入。</p>	<p>27 入東西園門、衮冠曳組者、皆趨而進。 *分監察御史一人、 立於紫宸屏下、以監其出入。</p>
<p>28 內侍省五品以上一人引之、</p>	
<p>29 左右衛大將軍、將軍各一人押之。</p>	
<p>*二十人以下入、則不帶仗。</p>	
<p>*三十人入、</p>	
<p>則左右廂監門各二人、</p>	
<p>千牛備身各四人、</p>	
<p>三衛各八人、</p>	
<p>金吾一人。</p>	
<p>*百人入、</p>	
<p>則左右廂監門各六人、</p>	
<p>千牛備身各四人、</p>	
<p>三衛三十三人、</p>	
<p>金吾七人。</p>	
<p>*二百人、</p>	
<p>則增以左右武衛、</p>	
<p>威衛、</p>	
<p>領軍衛、</p>	
<p>金吾衛、</p>	
<p>翊衛等。</p>	
<p>*凡仗入、</p>	
<p>則左右廂加一人監捉永巷、</p>	
<p>御刀、弓箭。</p>	
<p>*及三衛帶刀入、</p>	
<p>則曰、仗入。</p>	
<p>*三衛不帶刀而入、</p>	
<p>則曰、監引入。</p>	<p>30 爐烟起、天子負斧屨聽政。</p>

<p>31 朝罷、皇帝步入東序門。</p> <p>32 然後放仗。</p> <p>* 内外仗隊、七刻乃下。</p> <p>* 常參、輟朝日、六刻即下。</p> <p>* 宴蕃客日、 隊下、復立半仗於兩廡。</p> <p>* 朔望受朝、及蕃客辭見、 加纛、稍隊、 儀仗減半。</p> <p>* 凡千牛仗立、則全仗立。</p> <p>* 太陽虧、昏塵大霧、 則内外諸門皆立仗。</p> <p>* 泥雨、則延三刻傳點。</p>	<p>* 自麴首、龍墀南、屬於文武班。 則侍御史一人、盡專彈舉不如法者。 由是五府之屬、得入殿內。</p>
--	---

※具体的な場所の標記にアンダーラインを施した。

き形跡があり、慎重に検討する必要がある。そこで、第一次的な史料である舒記に従って、入閣の次第を略述すると以下のようになる。

文武百官の両観<sup>⑫</sup>下序班(4) ↓ 通乾・觀象門入門(11) ↓ 宣政門入門(12) ↓ 宣政殿前序班(16) ↓ 喚仗(25) ↓ 入閣(27) ↓ 皇帝聽政(30) ↓ 宣政殿前序班と27入閣が一連の流れであり、両者でワンセットであることは一目瞭然である<sup>⑬</sup>。この儀注を骨格として、儀衛志は、1「殿上の施設」・8～10「夾階・監門校尉の門籍チェック」・14「夾階校尉の勘査」・15「宰相・両省官の対班」・18「宣政殿前序班」・19～22「皇帝出座」・23「金吾大將軍の平安奏上」・24「宰相・両省官の拝礼、昇殿」・26「左右羽林軍の勘査」・28「内侍省宦官の百官引入」・29「南衙諸衛の動員数の規定」・31「皇帝退去」・32「仗衛解散と立仗の規定」などの記事を挿入したものである。

さて、ここで問題になるのは、表2―19～22「皇帝出座」と23「金吾大將軍の平安奏上」・24「宰相・両省官の拝礼、昇殿」である。この一連の儀注は表2―25喚仗より前に配置されているので、素直に読むと百官入閣に先んじて皇帝が紫宸殿に出座し、やはり百官に先んじて紫宸殿に入っていた宰相・両省官の拝礼を受けていたことになる。つまり、宰相・両省官は百官から分離して皇帝との儀礼を済ませていたことになる。これは前章で挙げた『五代会要』入閣儀において、金吾將軍・宰臣がまず入って拝礼を行い(表1―④)、次に百官が入殿する(表1―⑥)のと共通である。ただし相違点もあり儀衛志では、

金吾將軍の「平安」奏上(表2―23) ↓ 宰相・両省官拝礼、昇殿(24) ↓ 喚仗(25) ↓ 百官入閣(27)

であるのに対し、『五代会要』では、

喚仗(表1―③) ↓ 金吾將軍・宰臣入殿(④) ↓ 金吾將軍の「平安」奏上(⑤) ↓ 百官入殿(⑥) ↓ 宰臣・供奉官・金吾將軍拝礼、賀詞奏

上(7)

とあり順番が異なる。とりわけ問題なのは喚仗(25・③)の位置である。前章で述べたように喚仗とは、仗衛・百官を東西上閣門から引き入れるのが原義である。唐代の宮城では朝儀が挙行される紫宸殿と、百官が序班し待機している宣政殿の間に東西上閣門があり、まさしく喚仗しなれば百官の入殿はできない。それに対して五代では、前章で述べたように朝儀の場である文明殿の両脇に東西上閣門があるので「入閣」の必要はない。それ故に喚仗は宰臣の入殿前に行われたのである。結果、宰臣と百官との間に喚仗が介在し、両者の関係が疎隔されている唐制に対し、宰臣と百官の断絶がさほどでもない五代の制との相違が生まれた。そこで、五代では喚仗の代わりに金吾將軍の平安奏上(⑤)が差し挟まれたのである。次章では、唐代の入閣朝儀の実例を挙げてさらに儀衛志の記述を検討したい。

第四章 『新唐書』儀衛志の検討―その二

宰相李訓が宦官首脳陣抹殺を企図して失敗し、神策軍によって朝官多数が殺害された所謂「甘露の変」は、文宗皇帝の大和九年(八三五)年十一月二十一日に勃発した。この事件は入閣の儀を舞台として計画が発動されたものであり、『冊府元龜』卷九三五、総録部、構患、李訓の条に、事件の推移が時間軸に沿って逐次記載されている。さらに、李訓の党与舒元興が偶然にも五年前に、前章で掲載した「御史台新造中書院記」を執筆しており、大和年間の入閣の儀を考察する上で貴重な史料である。そこで、『冊府元龜』の時系列に従い、『資治通鑑』・『旧唐書』及び『新唐書』の関係者の列伝や本紀をまとめて記載したのが表3である。この一連の事件で、紫宸殿朝儀が舞台となるのは四カ所である。(1)事件勃発

表 3. 甘露の変関係史料

	冊府元龜 935、総録部、構患	資治通鑑 245	旧 169、李訓	新 179、李訓	旧 171、張仲方	旧 17 下、文宗下	新 8、文宗
1	李訓為國子博士、翰林侍講學士、						
2	文宗性守正嫉惡、以宦者權寵太過、繼為禍胎、						
3	訓在翰林、解詩之際、或語及巷伯事、則再三憤激、以動帝心、						
4	帝以其言論縱橫、謂能成事、遂以其誠謀於訓及鄭注、						
5	太和九年(835)、累遷禮部侍郎平章事、出鄭注為鳳翔節度使、						
6	約以其年十一月誅中宦、至其月二十一日、						
7	帝御紫宸殿、	壬戌(21)、	是月二十一日、	十一月壬戌[21]、		壬戌(21)、	壬戌(21)、
8	左右班定、	上御紫宸殿、	帝御紫宸、	帝御紫宸殿、			
9	金吾使韓約不報平安、	百官班定、	班定、				
10		韓約不報平安	韓約不報平安、				
11		(唐制、凡朝、皇帝既升御座、	(唐制、凡朝、皇帝既升御座、				
12		金吾將軍奏左右廂內外平安)、	金吾將軍奏左右廂內外平安)、				
13	上書、臣本署內廳後、有石榴樹、	奏稱、左金吾聽事後石榴、	奏曰、金吾左仗院石榴樹、	約奏甘露降金吾左仗樹、			
14	昨夜三更、甘露降、	夜有甘露、	夜來有甘露、				
15	臣已有狀、通門賀訖、	臣通門奏訖、	臣已進狀訖、				
16		(言夜中聞奏、禁門已扃、	(言夜中聞奏、禁門已扃、				
17		於隔門通入以奏也)	於隔門通入以奏也)				
18	臣以甘露上瑞、味甘氣香、其色炫耀、						

19	此實聖德廣被、上天降休、			
20	臣目睹嘉祥、不勝慶悅、			
21	蹈舞再拜、	因蹈舞再拜、	乃蹈舞再拜、	
22	宰相王涯、賈餗、舒元興、 香案前拜賀	宰相亦帥百官稱賀、	宰相、百官相次稱賀、	羣臣賀、
23	百官相次皆稱賀、			
24	訓、元興因奏曰、甘露發祥、俯邇宮禁、	訓、元興勸上親往觀之、	李訓奏曰、甘露降祥、俯在宮禁、陛下宜親幸左仗觀之、	訓、元興奏言、甘露近在禁中、陛下宜親往以承天祉、許之、
25	陛下實宜親觀、以受天慶、	以承天賜、		
26	帝允之、	上許之、		
27	班退、出閣、	百官退、	班退、	
28	百官復列班於含元殿庭、	班於含元殿、		
29	日至辰時、	日加辰、		
30	帝乘軟舁、出自紫宸門	上乘軟輿出紫宸門、	上乘軟舁、出紫宸門、	
31	內官兩中尉・樞密使已下翼侍而進、			
32	繇含元殿東階昇殿、	升含元殿	由含元殿東階升殿、	即羣如含元殿、
33	宰相、供奉官分列於副階之上、		宰相侍臣分立於副階、	
34	南班官兩列于殿下渠北、		文武兩班列於殿前、	
35	帝曰、宰相及兩省官、且往樹下觀之、	先命宰相及兩省官詣左仗視之、	上令宰相、兩省官先往視之、	詔宰相羣臣往視、
36	於是宰相領兩省官、			
37	東入金吾仗將軍行李、同看甘露曰、此非真甘露也、			
38	訓謂兩省官曰、公等子細視之、帝令辨驗、不可容易、			
39	良久、婦班、	良久而還、	既還曰、	還、
40	訓奏曰、臣與兩省官細視其狀、恐非甘露、	訓奏、臣與衆人驗之、殆非真甘露、	臣等恐非真甘露、	訓奏言、非甘露、
41	此事不可輕言、言出之後、四方須有稱賀、	未可遽宣布、恐天下稱賀、	不敢輕言、言出四方必稱賀也、	
42	臣恐未是真瑞、			
43	帝曰、豈當有如此事、	上曰豈有是邪、	上曰韓約妄耶、	帝曰豈約妄邪、
44	顧左右軍中尉及內官等曰、爾等往驗之、	顧左右中尉仇士良、魚志弘帥諸宦者往視之、宦者既去、	乃令左右軍中尉、樞密內臣、往視之、既去、	顧中尉仇士良、魚志弘等驗之、
45	皆羅拜而去、			
46	時新除太原節度使王璠、邠寧節度使郭行餘、			
47	竝在本班、			
48	訓皆相約曰、有急須相就、共張形勢、			訓因欲閉止諸宦人、使無逸者、
49	於是、訓急召王璠、郭行餘曰、來受勅旨、	訓遽召郭行餘、王璠曰、來受勅旨、	訓召王璠、郭行餘曰、來受勅旨、	
50	時邠寧兵士來迎行餘、			
51	數百人皆執弓刀、立於丹鳳門外、	時二人部曲數百、皆執兵立丹鳳門外、	時兩鎮官健、皆執兵在丹鳳門外、	時璠、行餘皆辭赴鎮、兵列丹鳳門外、轂而待、
52	訓復遍呼之曰、兩鎮軍將官健、悉入、聖上欲親有處分、	訓已先使人召之、令人受敕、	訓已令召之、	訓傳呼曰、兩鎮軍、入受詔旨、
53	王璠恐慄不前、行餘獨拜殿下、	璠股慄不敢前、独行餘拜殿下、	璠恐慄不能前、行餘獨拜殿下、	璠懼弗能前、獨行餘拜殿下、
54	邠寧兵士竟亦不至、	獨東兵入、邠寧兵竟不至	唯璠從兵入、邠寧兵竟不至、	聞者趨入、邠寧軍不至、
55	內官至甘露下、迴旋良久、	仇士良等至左仗觀甘露、	中尉、樞密至左仗、	宦人至仗所、
56	韓約氣懾汗流、不能舉首、	韓約變色流汗、	韓約氣懾汗流、不能舉首、	約流汗不能舉首、
57	左右軍中尉曰、將軍何故如此、	士良怪之曰、將軍何為如是、	中官謂之曰、將軍何及此耶、	士良等怪之曰、將軍何為爾、
58	後風吹幙、內見執兵仗者甚衆、	俄風吹幕起、見執兵者甚衆、又聞兵仗聲	聞幕下有兵聲、	會風動廡幕、見執兵者、
59	內官驚恐走出、闕者執閤、欲鎖其外門、	士良等驚駭走出、門者欲閉之、	驚恐走出、闕者欲扇鎖之、	士良等驚走出、

60	為衆所叱、執關而不能舉、	士良叱之、關不得上、	為中人所叱、執關而不能下、	閣者將闔扉、為宦侍叱爭、不及閉、
61	內官廼、或持樹枝、及以小瓷掩盛甘露以進、	士良等奔詣上告變、	內官迴奏、	
62	訓見如此、連声呼金吾兵仗、	訓見之、遽呼金吾衛士曰、		
63	令上殿護衛乘輿、每人賞錢一百貫文、	來上殿衛乘輿者、人賞錢百緡、	訓殿上呼曰金吾衛士上殿來、護乘昇者人賞百千、	訓急連呼金吾兵曰、衛乘輿者、人賜錢百千、
64	內官以事勢非常、衆扶輦輿、決破眾罵、	宦者曰、事急矣、請陛下還宮、即舉軟輿、迎上扶升輿、決殿後眾罵、	又奏曰、事急矣、請陛下入內、即舉軟昇迎帝、內官決殿後眾罵、	宦人曰、急矣、上當還內、即扶輦、決眾罵、下殿趨、
65	自含元殿北下殿疾趨、	疾趨北出、	舉昇疾趨、	
66	訓攀輦連呼曰、陛下不得入內、	訓攀輦呼曰、臣奏事未竟、陛下不可入宮、	訓攀呼曰、陛下不得入內、	訓攀輦曰、陛下不可去、
67	金吾兵仗數十人、亦隨訓而入、	金吾兵已登殿、	金吾衛士數十人隨訓而入、	於是、有隨訓入者、
68				士良曰、李訓反、
69				帝曰、訓不反、
70				士良手搏訓、而躡、
71				訓壓之、將引刀韞中、救至、士良免、
72	京兆少尹知府事羅立言、領其徒、自東來、	羅立言帥京兆邏卒三百餘、自東來、	羅立言率府中從人、自東來、	立言、孝本領眾四百東西來、
73	御史中丞李孝本領其徒、自西來、	李孝本帥御史臺從人二百餘、自西來、	李孝本率臺中從人、自西來、	
74	各二百餘人、皆上殿縱擊、但聞有叫呼冤枉之声、	皆登殿縱擊、宦官流血呼冤、	共四百餘人、上殿縱擊內官、	上殿與金吾士、縱擊宦官、
75	內官或有被血羅拽出者數人、	死傷者十餘人	死傷者數十人、	死者數十人、
76	訓持輦愈急、		訓時愈急、	訓持輦愈急、
77	迤邐入宣政門、	乘輿迤邐入宣政門、	迤邐入宣政門、	至宣政門、
78	帝叱之、	上叱之、	帝曠目叱訓、	
79	內官郗志榮以手擊其胸、訓仆於地、	宦者郗志榮奮拳毆其胸、偃於地、	內官郗志榮奮拳擊其胸、訓即僵仆於地、	宦人郗志榮搥訓仆之、
80	輦入東上閣門、	乘輿既入、	帝入東上閣門、	輦入東上閣、即閉、宮中呼萬歲、
81	閣門既閉、聞呼萬歲者數四、	門隨闔、宦者皆呼萬歲	門即闔、內官呼萬歲者數四、	
82	百官錯愕、莫知所為、	百官駭愕散出、		
83		訓知事不濟、脫從吏綠衫衣之、走馬而出、揚言於道曰、我何罪而竄謫、人不之疑、	是日、訓中拳而仆、知事不濟、	
84	王涯、賈餗、舒元與婦中書就食曰、	王涯、賈餗、舒元與、還中書相謂曰、	宰相王涯、賈餗、舒元與、方中書會食、	
85	必將開延英召對、	上且開延英、召吾屬議之、		元與雖知謀、不以告涯曰、上將開延英邪、
86	兩省官就見宰相、	兩省官詣宰相、請其故、		而羣臣見宰相問故、
87	涯曰、不知是何事也、諸公且各自取便、	皆曰、不知何事、諸公各自便、		
88		士良等知上豫其謀、怨憤出不遜語、上慙懼不復言、士良等命左右神策副使劉泰倫、魏仲卿等、各帥禁兵五百人、露刃出閣門討賊、		宦豎知訓事連天子、相與怨憤、帝懼偽不語、故宦人得肆志殺戮、

89	須臾吏走曰、有兵自内來、 遇人即殺、	王涯等將會食、吏 白、有兵自内出、 逢人輒殺、	須臾内官率禁兵 五百人、露刃出 閣門、遇人即殺、	會士良遣神策副 使劉泰倫、陳君 奕等、率衛士 五百、挺兵出、 所值輒殺、 涯等惶遽、易服 步出、
90	宰相已下惶惶走出、	涯等狼狽步走、	聞難出走、	
91	兩省人吏及金吾健兒共千 餘、闖門争出、	兩省及金吾吏卒 千餘人、填門争 出、		
92	宰相等纔及出門、兵士已 合在門内、	門尋闔、		
93	不能出者、凡六七百人、皆 死、	其不得出者六百 餘人皆死、	諸司從吏死者 六七百人、	殺諸司史六七百 人、
94		士良等分兵閉宮 門、索諸司捕賊 黨、諸司吏卒、及 民酷販在中者皆 死、死者又千餘 人、橫尸流血、狼 藉塗地、		復分兵屯諸宮 門、捕訓黨千餘 人、斬四方館、 流血成渠、
95		諸司印及圖籍帷 幕器皿俱盡、又遣 騎各千餘出城、追 亡者、又遣兵大索 城中、		兩省印簿書、輒 持去、祕館圖籍 蕩然無餘者、
96	時王璠男遐休、直弘文館、			
97	其日初蒞所職、			
98	館中官属、駕部郎中充学 士令狐定、領其僚六人送 之、			
99	悉為兵士所擒、欲殺者 三四、			
100	内官大盈庫使宋守義、自 号為斬斫使、			
101	翌日、執遐休送神策軍戮 之、其餘皆護而免焉、			
102	其日、王涯步行至永昌里 茶肆、為左神策所擒、	王涯徒步至永昌 里茶肆、禁兵擒入 左軍、		俄而元輿、涯皆 為兵所執、
103	舒元輿易服單騎、出安化 門、	舒元輿易服單騎 出安化門、		
104	右神策軍騎、追及之、	禁兵追擒之、		
105	賈餗變服、宿於人間、			餗匿民間、羸服 乘驢、自歸、
106	明日、自詣右神策軍、			
107	其日夜半、			
108	左神策軍取王璠於長興里 私第、	王璠歸長興里私 第、閉門以其兵自 防…璠知見給、涕 泣而行、		璠聚河東兵、環 第自衛…既行知 見給、泣曰、李 訓累我、
109	取羅立言於太平里私第、	又收羅立言於太 平里、		俄行餘、立言皆 得、
110	自王涯已下、骨肉妻子、一 時捕繫、	及涯等親屬奴婢、 皆入兩軍繫之、		自涯十餘族并奴 婢悉繫左右軍、
111	訓再從弟戶部員外郎元 臯、	戶部員外郎李元 臯、訓之再從弟 也、訓實與之無 恩、亦執而殺之、	訓弟仲景、再從 弟戶部員外郎元 臯、皆伏法、	
112	涯子工部郎中集賢殿学士 孟堅、			
113	太常博士仲興、			
114	其餘稚少、皆連襟繫頸、送 入兩軍、	及涯等親屬奴婢、 皆入兩軍繫之、		
115	無少長盡誅之、			
116	婦女或有存者、配没掖庭、			
117	天下州府、捕索尤切、至 於嬰孩、亦皆流竄、			
118	是日巳午之際、			
119	禁軍突入修行里故嶺南節 度使胡証之家、	故嶺南節度使胡 証、家鉅富、		兵遂大掠、入黎 埴、羅讓、渾鑠、 胡証等家、及賈 耽廟、貲產一空、

120	以搜賈餼為名、其實以証多積、因而劫之、	禁兵利其財、託以搜賈餼、入其家、					
121	証之子澗、送捕入軍、害焉、	執其子澗、殺之、					中尉仇士良率兵誅宰相王涯、賈餼、舒元興、李訓、新除太原節度王璠、郭行餘、鄭注、羅立言、李孝本、韓約等十餘家、皆族誅、
122	癸亥 (22)、	癸亥 (22)、		明日 [22]、	翌日、		
123	進朝、	百官入朝、		召羣臣朝、			
124	群臣至建福門、	日出始開建福門、		至建福門、			
125	猶尚閉、朝官共止於郎官待漏院、						
126	隔門傳呼、只許一人隨從、	惟聽以從者一人自隨、		從者不得入、			
127	及日欲出、門方開、朝官得入、						
128	自建福門迤邐、						
129	死僵塞路、門亦有兵守提、						
130	及下馬橋、						
131	死者亦然、						
132	光範門、			光範門、			
133	關鎖甚固、			尚閉、			
134	自橋北、盡兵士嚴畏之、			列兵誰何、			
135	兩省官不得進、				兩省官入朝、		
136	皆取金吾右仗人、			乃繇金吾右仗至宣政衙、兵皆露持、			
137	及龍尾道、						
138	方令下馬、						
139	左右兵士轉抵宣政衙、						
140	兵士皆露刃為墜、	禁兵露刃夾道、					
141	至正衙、	至宣政門、					
142	門尚未開、	尚未開、					
143	時無宰相、又無御史中丞、	時無宰相、御史知班、		是時無宰相、御史中丞、	宣政衙門未開、		
144	兩省官寓立				百官錯立於朝堂、		
145	朝堂無人吏、				無人吏引接、逡巡、		
146	百官無行列、逡巡、						
147		百官無復班列、					
148		(新書儀衛志曰…皇帝步入東序門、觀此可以知甘露之亂、蕩然無朝儀矣)		久之、			
149	唯閣門使馬元贄、斜開宣政衙門出、			閣門使馬元贄、啟宣政扉傳詔、	閣門使馬元贄、斜開宣政衙門、		
150	連呼常侍張仲方、可京兆尹、			張仲方可京兆尹、	傳宣曰、有敕、召左散騎常侍張仲方、		
151	然後門人啓、				仲方出班、		
152	時無知班吏、百官雜沓而進、			而吏皆前死、羣臣不能班、	元贄宣曰、仲方可京兆尹、		
153	衙門兩廊廡下、				然後衙門大開、		
154	亦兵對不缺、						
155	立次、						
156	有衣緋中使乘馬、						
157	自東上閣門出宣問兵士、						
158	時閣門喚仗、				喚仗、		
159	帝已御紫宸殿、	上御紫宸殿、					
160	兩省官與南班一時入閣、						
161	亦自序其班、						
162	立定、						
163		問、宰相何為不來、		帝初未知涯等被繫、猶遲其不朝、			李訓及河東節度使王璠、邠寧節度使郭行餘、御史中丞李孝本、京兆少尹羅立言謀誅中官、不克、訓奔于鳳翔

164		仇士良曰、王涯等謀反繫獄		既而士良白、涯與訓謀逆、將立鄭注、		
165		因以涯手狀呈上				
166	通事舍人杜例宣召左右僕射令狐楚、鄭覃、	召左僕射令狐楚、右僕射鄭覃等升殿		遣召僕射令狐楚、鄭覃、兵部尚書王源中、吏部侍郎李虞仲等至、		
167	皆至龍埋南、					
168	宣授王涯所通反狀、	示之、				
169	涯狀云、與李訓同謀、欲行大逆、冊立鄭注、					
170	帝問楚等曰、此是涯書否、	上悲憤不自勝、謂楚等曰、是涯手書乎		帝對悲憤、因付涯訊牒曰、果涯書邪、		
171	楚曰、乃是涯自書、	對曰、是也、		楚曰、然、		
172	誠如此、罪不容誅、	誠如此、罪不容誅、		涯誠有謀、罪應死、		
173		因命楚、覃留宿中書、參決機務、				
174	班退、					
175				是日 [22]、		
176	近晚、復召令狐楚、鄭覃、王源中、			京師兵剽劫未止、民乘亂、往往復私怨、相戕擊、人死甚衆、帝遣楊鎮、斬遂良等、屯兵大衢、鼓而敵之、兵乃止、		
177	入內殿對、			帝逼宦官、於是、下詔、暴訓、涯等罪、		
178	令草制勅、	使楚草制宣告中外				
179	一夕而出、					
180	是夜皆欲以為相、楚、以制勅稍直、	楚叙王涯、賈餗反事浮汎、				
181	為內臣所不樂、	仇士良等不悅、由是不得為相、				詔、以銀青光祿大夫、尚書左僕射、上柱国、滎陽郡開国公鄭覃、以本官同中書門下平章事
182	翌日 (23)、					
183	遂有鄭覃、李石相次之命焉、					
184	李孝本單騎投鄭注、			孝本…以帽障面、奔鄭注、至咸陽、追騎及之、		
185	其日、右神策軍擒之於咸陽西原、					
186	甲子 (23)、	甲子 (23)、以右僕射鄭覃同平章事、				甲子 (23)、尚書右僕射鄭覃同中書門下平章事
187	右神策軍盪屋鎮遏使宋楚擒獲訓、		為盪屋鎮將宗楚所得、械送京師、			
188	以兵士送至昆明池、		至昆明池、			
189	訓恐入軍、別被榜笞、		訓恐入軍、別受撈掠、			
190	謂兵士曰、所在有兵、得我者即富貴、		乃謂兵士曰、所在有兵、得我者即富貴、			
191	不如持我首去、		不如持我首行、免被奪取、			
192	兵士於是斬訓伝首、		乃斬訓持首而行、			
193	初、訓與僧宗密善、					
194	及敗走、					
195	單騎投宗密於鄂峴終南山下、	李訓素與終南僧宗密善、往投之、	乃單騎走入終南山、投寺僧宗密、	訓既敗、被綠衣詭言黜官、走終南山、依浮屠宗密、		

196	宗密欲髡其頭、其徒不可、	宗密欲剃其髮而 匿之、其徒不可、	訓與宗密素善、 欲剃其髮匿之、 從者止之、	宗密欲匿之、其 徒不可、		
197	乃以一人引去、下欲西投 鄭注、	訓出山、將奔鳳 翔、	乃趨鳳翔、欲依 鄭注、出山、	乃奔鳳翔、		
198	為侯騎所得、	為蓋屋鎮遏使宋 楚所擒、械送京 師、		為蓋屋將所執、 械而東、		
199	後右軍縛宗密至、欲誅之、		仇士良以宗密容 李訓、遣人縛入 左軍、責以不告 之罪、將殺之、			
200	宗密怡然曰、識訓年多、亦 知訓反叛、		宗密怡然曰、貧 僧識訓年深、亦 知反叛、			
201	然本師教法、見苦即救、不 愛身命、死固所甘、		然本師教法、遇 苦即救、不愛身 命、死固甘心、			
202	中尉魚志弘遂積不殺、		中尉魚弘志嘉 之、奏釋其罪、			
203	是時三館圖書并中書一物 已上、					
204	盡為兵士剽掠、其兩閣應 所有、悉無存者、					
205	次日（戊辰 27 ?）、					
206	朝官亦入、其兵士稍減、					
207	光範門方開、					
208	其他如故、行儀、					
209	班退、					
210	及午、					
211	又追朝、					
212	泊百僚至、					
213	召入闈、					
214	以鳳翔告捷、獻鄭注首、 （戊辰 27 ?）					
215	悉稱賞拜舞而退、					
216	兩軍權呼動地、					
217	自此兵士皆放歸本軍、					
218	其鄭注首懸於光宅坊西北 角鋪、					
219	三日而去之、					
220	其時、兩省官尚多疑懼、					
221	不歸本署、多寓四方館、暫 憩而歸、					
222	甲子（23）、					
223	勅、					
224	王涯等身為宰相、委任至 重、與其徒恣行凶惡、潛 構姦謀、					
225	鄭注草萊卑末、寵遇殊常、 而乃竊發殿庭、同為扶豎、 險邪之狀、古今未聞、					
226	賴宗社降靈、重臣協力、斯 須消滅、京師晏寧、天下 之人、所同權快、					
227	謀惡之罪、国有常刑、					
228	其王涯、賈餗、舒元興、王 璠、郭行餘、李孝本、羅 立言等、					
229	宜令左右神策差兵馬防 援、					
230	準旧例、					
231	領赴郊廟及兩市、令衆訖 於独柳樹下、竝仰准法處 分、					
232	是日（24?）、	乙丑（24）、以戶 部侍郎判度支李 石同平章事、仍判 度支		後一日 [24 ?]、	乙丑（24）、詔以 朝議郎、守尚書 戶部侍郎、判度 支李石可朝議 大夫、本官同平 章事	乙丑（24）、權知 戶部侍郎李石同 中書門下平章事
233						

234	左神策軍以兵馬三百人、領王涯、王璠、羅立言、	左神策出兵三百人、以李訓首引王涯、王璠、羅立言、郭行餘、	兩神策兵、將涯等赴郊廟、過兩市、皆腰斬、梟首以徇、		左神策軍中尉仇士良殺王涯、賈餗、舒元興、李孝本、羅立言、王璠、郭行餘、鳳翔少尹魏逢
235	右神策軍以兵馬三百人、領賈餗、舒元興、李孝本等、	右神策出兵三百人、擁賈餗、舒元興、李孝本			
236	竝於子城西南隅、舊號獨樹下腰斬、	獻于廟社、徇于兩市、			
237	涯以椎茶事、百姓怨恨、詬之於衢、或投瓦石以擊之、				
238	其中書門下省吏人焦寓、焦璿、御史臺驅使官李楚等數十人、				
239	兩軍爭取殺之、并夷其家、				
240		是日 [乙丑 24]、以令狐楚為鹽鐵轉運使、左散騎常侍張仲方權知京兆尹			
241		丁卯 (26)、詔削奪注官爵、令鄰道按兵觀變、以左神策大將軍陳君奕為鳳翔節度使			丁卯 (26)、以左神策大將軍陳君奕為鳳翔節度使
242	戊辰 (27)、	戊辰 (27) 夜、			戊辰 (27) 晝晦、鳳翔監軍使張仲清殺其節度使鄭注
243		張仲清遣李叔和等以注首入獻			
244		(考異曰、			
245		據實錄、			
246		甲子 [23] 已傳注首、			
247		而開成紀事、			
248		二十六日方下詔削官爵云、			
249		鄭注初誅、京師尚未知、			
250		李潛用乙卯記、亦云、			
251		丁卯 [26]、張仲清誘注而殺之、			
252		與開成紀事同、			
253		但開成紀事注傳云、			
254		二十六日奏朝覲、恐誤、			
255		乙卯記、注、			
256		庚申入覲、十九日也、至扶風聞訓敗、			
257		乃還、			
258		似近之、			
259		實錄、恐太在前、			
260		新本紀云、			
261		戊辰 [27]、張仲清殺注、			
262		今不書日以傳疑)			
263		梟於興安門、			
264		人情稍安、京師諸軍始各還營、			
265	詔曰、				
266	朕以寡德、祇荷膺圖、于茲十年、				
267	夙夜惟寅、常恐至誠不達、景化未敷、屈已以安四方、推信以待百辟、				
268	豈有患生毗倚、變起茲兇、亦以失於任人、致此氣疹、				

269	然朕為人父母、子育生靈、憂萬姓之靡寧、懼一物之失所、					
270	況至理之代、先德而後刑、以上下歡康、中外清晏、					
271	慮有連累、即傷太和、且賞不愈時、式彰褒勸、					
272	其今月二十一日、排難宣力、功成謀議、及能心機、	詔、將士討賊有功及妮隊者				
273	梟斬鄭注者、	官爵賜賚各有差				
274	節級各加官賞、					
275	其次立功、及車墜將士、合在賞級者、					
276	即有差等處分、					
277	其將校等合與改軫、委本軍條流、具名聞奏、					
278	謀逆之人、已斷腰領、子戮家被、俾當極誅、元惡李訓、王涯家族、					
279	除已處置外、妻女奴婢並入官、					
280	資貨產業、天下所在、切加簡責、摠數開奏、					
281	其餘親党、除同居知情外、不同謀計者、一切不問、					
282	諸色官吏所繇、其受逆長指、合欲出力同惡者、					
283	並已兩軍推問、尋捕處斬訖、					
284	尚慮因緣豐隙、妄告平人、自今已後、					
285	縱同官司微涉誣誤者、一切不潛藏疑懼者、					
286	許三日內各歸本司、不得輒相恐動、					
287	韓約首為許惡、逆罪滔天、雖羅捕未獲、終天網不漏、					
288	宜委御史臺、京兆府、兩金吾、速催促所繇、齊出搜索、獲日聞奏、					
289	如輒有人隱藏不告者、罪及一門、					
290	如知處隱藏、密來告說者、必當厚有賞賜、					
291	於戲、朕求理之心、惟才是與、聽言信行、					
292	不慮包藏、豈謂邪人負我如此、					
293	其中誘陷、必有脅從、須挂刑名、載深冤歎、					
294	其中節目、疏理未盡、須更商量者、委中書門下、統即條奏、					
295	宣示遠邇、咸使聞知、					
296	是日、					
297	左神策攻於崇義坊、捉獲韓約、	右神策軍獲韓約於崇義坊、				
298	己巳 (28)、	己巳 (28)、斬之				己巳 (28)、
299	勅、以左神策軍兵馬二百餘人、領韓約於東市西北隅狗脊嶺處斬、					仇士良殺右金吾衛大將軍韓約
300	庚午 (29)、					
301	咸陽縣令武公緒、詔京兆府杖殺之、以其與李孝本路糧錢三千、					
302	辛未 (30)、					
303	勅、兇徒竊發、震駭京師、中外而心、即時擒斬、					
304	昨者、將戮叛党、咸告廟社、					
305	且國之大事、合謁諸陵、宜令所司捫日撰儀差官、					

※『冊府元龜』の記載を基準とし、その他の史料は、記載の順をいれかえた部分もある。

の日、十一月二十一日（壬戌）「表3—7—121」・(2)その翌日二十二日（癸亥）の入閣「表3—122—174」・(3)十二月二十七日（戊辰）<sup>⑤</sup>の入閣「表3—205—209」と(4)追朝「表3—210—215」である。政変から後、朝廷が平常に復帰した(3)と、臨時の朝儀である(4)の記述は簡略であり、本稿は主に(1)と(2)について検討する。

### 第一節 (1) 大和九年十一月二十一日入閣の儀

李訓の宦官討滅計画は、以下の通りである。紫宸殿の入閣朝儀の場で、金吾將軍の韓約が含元殿南の金吾將軍庁舎に瑞祥である甘露が降ったと報告し、宰相達が皇帝の親臨を要請する（表3—8—25）。文宗がこれを認可すると、百官は閤門を出て含元殿の前に列班して皇帝を待つ（表3—26—28）。次に文宗は輿に乗って紫宸殿を出て含元殿に出座するが、その際、神策護軍中尉・枢密使以下の宦官達（北司）が文宗の輿を警護して含元殿に赴いた（表3—30—32）。文宗の命で、李訓ら宰相が両省官を率いて金吾將軍庁舎に甘露の視察を行い、偽物の疑いを奏上する（表3—35—43）。すると文宗は、今度は宦官達に確認に赴かせる（表3—44—45）。この後、計画では金吾將軍庁舎に宦官達を押し込め襲殺する手はずであったが、失敗に終わったのは史料に記されている通りである。

以上の十一月二十二日の顛末によって判明する事柄は以下の通りである。

- ① 金吾將軍が「平安」を奏上するのは、班定まって後である（表3—9—10）。
- ② 含元殿前の班位は、宰相・供奉官が殿上、その他の百官（南班）が殿下に位置する（表3—33—34）。もともとこれは紫宸殿でも同じである（表2—24）。
- ③ 最初の視察は殿上の宰相・両省官、その確認の為に派遣されるのが宦官（北司）である（表3—35—45）。

④ 宦官に担がれた文宗を留めようとした宰相李訓の言葉が、「臣の奏事未だ竟らず」である（表3—66）。

⑤ 宦官が李訓に暴行を加える端緒となったのが、文宗の李訓に対する叱責である（表3—78）。

⑥ 外廷と禁中（宦官の世界）の境界線はまさしく閤門である（表3—80—81）。

「甘露の変」とは、朝儀の場を利用して目論まれ、朝儀の形式に従って進行した事件といえる。皇帝と百官との間には階層があり、それは以下のように表せる（②・③）

皇帝—宰相・両省官（供奉官）「殿上」—百官（南班）「殿下」

皇帝にとつて最も身近な臣僚は宰相・両省官であり、朝儀の場では空間的に他の百官から区別される存在であった。それ故に「甘露」の確認という役目を最初に仰せつかったのである。そして偽物疑惑の出来という非常時に登場するのが宦官（北司）である。彼らは宰相・両省官以上に皇帝の側近であり、紫宸殿から含元殿への移動に一団となって行動した（表3—30—31）。さらに、宰相・両省官では手に負えない事態が生じた際に、皇帝から直々に派遣されて「出使」するのが、宦官なのである。これは当時の政治構造に沿った演出であり、それ故、この事件の参加者は、誰も事の成り行きに疑問を挟まず、金吾將軍庁舎での露見に至るまでプロットがスムーズに進行したのであった。

また、李訓が文宗を引き留める際に発した「奏事」という言葉（④）は、朝儀・聴政の場における「奏事」においてしか、皇帝と宰相との直接の交流がない当時の君臣関係を如実に象徴するものである。<sup>⑥</sup>そしてその場における皇帝の叱責は宰相李訓失脚の大義名分となったのである（⑤）。

次に前掲儀衛志の記載と異なる部分を検討したい。前章で見たように、

儀衛志では金吾將軍が「左右廂内外平安」を奏上した後、宰相・両省官が拜礼・昇殿して後、喚仗して百官が入閣している(表2―23―27)。これに対して、十一月二十一日の入閣では「左右班定」まった後に金吾將軍韓約が「平安」を報じる手はずになっている。両者では、以下の如く「左右廂内外平安」の奏上のタイミングが異なり、「平安」の意味も微妙に異なるのである。

「儀衛志：百官の入殿の前

↓仗衛・百官を紫宸殿に入れることが可能なので「平安」

「甘露の変：百官の列班後

↓宰相以下百官揃い、拜礼・奏事など朝儀の核心を挙行可

能の意味の「平安」

どちらも、実質的に朝儀の進行を宣言する発声であることには変わりないが、前者では皇帝―宰相―両省官の狭いサークルの中で行われ、後者は皇帝―宰相―両省官―百官が揃った広いサークルで発せられる点異なる。いずれが是とも決しがたいが、筆者は、朝儀の実例を記した十一月二十一日の事例の方が蓋然性が高いと考える。<sup>⑩</sup>

## 第二節 (2) 十一月二十二日入閣の儀

十一月二十二日の入閣は、前日の宮城内大量殺戮の翌日に挙行されたもので、異常事態下の行事である。その為、史書には普段とは異なる事象が記されており、逆にそこから日常の儀制を推定する根拠が得られる。以下、表3に記される顕著な事例を挙げる。

- ⑦ 通常は日の出前に建福門を通過するはず(表3―123―128)
- ⑧ 通常は下馬橋で百官は下馬する(表3―130・138)
- ⑨ 通常は朝儀の始まる前に光範門が開く?(表3―132―133・207) ↓宰相と両省官の事前入閣の為?(表3―135)

⑩ 「帝已御紫宸殿」(表3―159) ↓臣僚入閣後に皇帝が出御するのが通常?

⑪ 「両省官與南班一時入閣」(表3―160) ↓両省官とその他百官は別々に紫宸殿に入場するのが通常?

このうち⑦・⑧は惨劇の翌日の混乱によるもので、特に検討を要する問題ではない。一方⑨・⑪によって、通常は、百官が入閣する以前に、宰相・両省官はいち早く紫宸殿に入っており、その進入経路は光範門を通過するということが想定できる。これは儀衛志の記述と一致する(表2―24―28)。また、『五代会要』入閣儀において、百官に先んじて宰臣が入場して皇帝に対する拜礼を済ませることと共通している(表1―④)⑥。しかしながら、五代の儀注では宰臣が入場すると、すでに皇帝が御殿に出御しているのは異なり、唐制では臣僚が入閣した後で皇帝が出御したようである(前掲⑩)。

ここで、皇帝がいつの段階で出御するかが問題である。第三章で検討したように、儀衛志では、皇帝が出御すると、宰相・両省官が拜礼して昇殿する手順になっている。皇帝が西序門が出る時に扇が呼ばれると合わされ、皇帝が着座すると扇が開く儀制が設けられている(表2―20―21)。言うまでもなく臣下に移動・着席する皇帝の姿を見せないためであり、その後喚仗入閣が行われるので、その場に居る臣僚とは宰相・両省官のみとなる(表2―24―25)。

ところが、中朝宣政殿や外朝含元殿では、様相が異なるようである。『唐会要』卷二四、朔望朝参に、

開元中、蕭嵩奏。毎月朔望、皇帝受朝於宣政殿。先列仗衛及文武四品以下于庭。侍中進外辦。上乃步自序西門出、升御座。朝罷、又自御座起、步入東序門。然後放仗散。臣以爲、宸儀肅穆、升降俯仰、衆人不合得而見之。乃請、備羽扇于殿兩廂。上將出、所司承旨索扇、

扇合。上座定、乃去扇。給事中奏無事、將退、又索扇如初。令以常式。

とあり、皇帝の動作を見られないように扇を備えるようになったのは、開元年間と分かるが、宣政殿の朔望朝会では仗衛・百官が列班した後で、皇帝が出座する儀注であった。ここで、『大唐開元礼』巻一〇九、嘉礼、朔日受朝を参照すると、

侍中「中殿」を請う↓仗衛を殿廷に配置↓四品以下が位に就く↓侍中「外弁」を奏す↓扇を索めて皇帝出座↓三品以上を引いて位に就く

とあり、皇帝の出座を見守るのは四品以下の臣僚であった。先に引用した蕭嵩の奏事にも「先ず仗衛及び文武四品以下を庭に列す」とあり、階層の低い臣僚が先に入り三品以上の高官は、皇帝が出座した後に参加することになる。宰相・両省官のみで皇帝の出座を見守る紫宸殿とは若干様相を異にする。

次に、含元殿であるが、『唐会要』巻24、受朝賀に、

會昌二年「八四二」四月、中書門下奏。元日御含元殿、百官就列、  
a 惟宰相及兩省官、皆未索扇前、立於檻欄之内。b 及扇開、便侍立于御前。三朝大慶、萬拜稱賀。准宰相侍臣、同介胄武夫。竟不拜至尊而退。酌于禮意、似未得中。臣等商量、請御殿日味爽。c 宰相、兩省官對班于香案前、d 俟扇開。通事贊兩省官再拜訖、e 遂升殿侍立。從之。

とあり、以下の儀制であった。

- a. 宰相・両省官は皇帝出御の前に、含元殿の欄干の内側に立っていた。つまり最初から昇殿していた。
- b. 扇が開く、つまり皇帝が御座に就くと、御前に侍立する。
- c. 宰相・両省官は侍衛の兵士と同じく皇帝に拝礼しないままで

朝儀を終えてしまうので、彼らの拝礼の機会を設けたのが以下の改正案である。<sup>19)</sup>

- c. 宰相・両省官は殿下の香案の前に対班する。
- d. 扇が開く、つまり皇帝が御座に就くと、再拝する。
- e. その後、昇殿して侍立する。

この改正案を見ると、儀衛志の儀注に類似している。

表2-15：宰相・両省官は香案の前に対班する。

表2-16：百官は殿庭に班する。

表2-19～21：侍中が外弁を奏して、閉扇と共に皇帝が御座に就く。

表2-24：宰相・両省官が再拝、昇殿。

或いは儀衛志に記すところの紫宸殿の儀注を含元殿の元日大朝会に導入したとの想定もできるが、先に指摘したように、儀衛志は先行史料の抄写の疑いがあるので、注意しなければならない。<sup>20)</sup>

ここで再度儀衛志に注目すると、表2-15の宰相・両省官の香案前対班と、表2-16の百官班殿庭は連続して表記されているので共に宣政殿庭での配置の如き印象を与え、吉田歆氏が説かれたように、あたかも宣政殿常朝の儀注を思わせる。<sup>21)</sup>しかし、仮に吉田歆氏が推定したように、儀衛志が宣政殿常朝の史料だとすると、表2-19～24の皇帝出御と宰相両省官の拝礼は、宣政殿の出来事となるが、その直後に喚仗・入閣(表2-25～27)が行われることの説明がつかない。舒記と対照して考えるに、皇帝は紫宸殿に出御すると理解する方が自然である(表2-30)<sup>22)</sup>。そうすると、今度は前記表2-15・16の宰相・両省官と百官の配置の連続表記が不自然になってしまう。前者(15)が紫宸殿の配置、後者(16)が宣政殿の配置と、閤門を挟んでかけ離れた場所の配置を記していることになりからである。だが、表3で考察したように、宰相・両省官が百官に先んじて紫宸殿に入っているとしたら、こうした儀衛志の記載の乱れは、

先行史料の抄写に由来する混乱と解釈できよう。

考察が横道に逸れたが、前掲会昌二年の含元殿朝賀の儀注において、皇帝がどの段階で出御するのか実は曖昧である。『大唐開元礼』巻97、皇帝元正冬至受羣臣朝賀では、次のような儀注となっており、宣政殿と同じく四品以下の臣僚が先に入り、皇帝が出座した後、王公以下が参上するように記載されている。<sup>23)</sup>

群臣、朝堂に列位↓侍中が「中殿」を奏す↓通事舎人が四品以下及び諸親・客使を引いて位に就かせる↓侍中が「外弁」を奏す↓皇帝出座↓通事舎人が王公以下、諸客使を引く

もつとも、『大唐開元礼』の儀注は宰相・両省官を明示しておらず、索扇も無い。会昌二年の儀注と照らし合わせると、彼らは四品以下が殿庭に入る段階ですでに含元殿上に居り、扇の開閉と皇帝出座を見守るとみてもよからう。

要するに、外朝含元殿及び中朝宣政殿は、宰相・両省官及び四品以下の百官が列座した後に、皇帝が出座するものと考えられる。

これに対して紫宸殿入閣の場合は、まず宰相・両省官が入閣して皇帝が出座し、喚仗して百官が入閣するのである。『唐会要』巻24、朔望朝参に、

「元和十年815六月」是月、詔。自今以後、許寅後二刻傳點。及是質明後、朝騎有尚在街中者。待坐紫宸殿久之、而朝班未至。因命宰相宣諭之、乃復（時命宰相、戒九卿、御史、以中丞裴度遇盜故也）。

とあり、これは宰相武元衡と御史中丞裴度が襲撃された事件の後のことであるが、皇帝が紫宸殿に御して、朝臣が参上して来るのを待つ状態であったことを記す。また、『冊府元龜』巻四六六、台省部、忠節に、

「長慶二年822十一月」辛卯、羣臣序立於宣政衛内。數刻方喚仗、然後入閣如常儀。帝在紫宸殿、御大繩牀。盡去左右衛臣、以中官數

十人侍側。百官拜舞稱賀、連呼萬歲。

とあり、「常儀の如く」群臣が入閣すると、皇帝は紫宸殿上に座していた。皇帝はまず紫宸殿に出御して「喚仗」し、百官を入閣させるのである。そして皇帝の着座の際に扇の開閉が行われるのは、臣僚の目から皇帝の動作を隠す為であり、その対象は当然百官ではなく、宰相・両省官ということになる。

要するに、宰相・両省官は皇帝と一体となり殿上で、その他の百官の入閣を待ち受けるのである。もつとも、これは宣政殿・含元殿でも同様であるが、両殿では四品以下の臣僚も殿庭にいたので、宰相・両省官の特権的地位の誇示はやや薄弱となる。そして、これは普段仗衛のいない宮殿に、仗衛を引き入れる「喚仗」という手続きが必須であった入閣の儀に特有の事情がもたらしたものである。

## 第五章 偶数日入閣について

第一章で述べたように、唐代後半期において皇帝の視朝は奇数日（隻日）挙行が原則であった。『冊府元龜』巻一〇七、帝王部、朝会一に、

「大曆九年、七七四年」十一月甲戌長至。御含元殿受朝賀、仗衛如常儀。禮畢、百寮詣崇明門、進名謁皇太子。是時四方無事、間日坐朝、雙日不復入閣。

とあり、安史の乱が終息した代宗の治世後半からの慣例である。しかしながら、第三章で挙げた甘露の変の顛末を記した表3では、事変の翌日（表3-122、十一月癸亥二十二日）も入閣している。実は、史書には前掲代宗大曆後半以降も偶数日（双日）に入閣した事例が散見する（表4）。これを見ると、文宗の治世に多いことがわかる。表4-1-5は、何らかの特殊事情があつたことだと解釈できようが、表4-6・7は平常

表 4. 偶数日朝儀例

	西暦		日付	出典	備考
1	777	代宗	大暦 12 年 3 月庚辰 28	旧 118、元載	元載誅殺の当日
2	821	穆宗	長慶元年 4 月甲午 28	冊 107、帝王部、朝会 1	幽州節度使の納土
3	822		長慶 2 年 7 月甲午 6	冊 2、帝王部、誕聖	穆宗降誕の日
4	834	文宗	大和 8 年正月甲子 12	旧 17 下、文宗紀	皇帝の病回復?
	835		大和 9 年 11 月癸亥 22	冊 935、総録部、構患	甘露の変の翌日
5	838		開成 3 年正月乙丑 6	旧 17 下、文宗紀	宰相李石襲撃事件の翌日
6			開成 3 年 7 月丁卯 12	冊 46、帝王部、智識	
7	839		開成 4 年 6 月戊辰 18	冊 26、帝王部、感応	

唐代入閣の儀と甘露の変

時のことであり異色である。しかしながら、典拠となった『冊府元龜』はしばしば干支の記載に混乱があり史料的問題があるので、忽卒に偶数日の事例として断定できない。ただ、甘露の変の事例は偶数日入閣の事例であることは明瞭で、奇数日入閣原則が絶対のものではないことは認められよう。筆者はかつてこの問題について、以下の見解を述べた。

A. 『冊府元龜』卷九三五の記録を見るに、偶数日入閣することについての不自然さは全く言及されていない。それどころか宮城内での大量殺戮の翌日という極めつけの異常事態でありながら、肅々と朝儀は実施されている。

B. こうしたことが可能であったのは「宣不坐」の儀にある。前掲代宗大暦年間の「是の時四方無事、間日坐朝し、雙日復た入閣せず」という表記は、皇帝が毎日入座することが暗黙の前提であり、便宜的措置として奇数日のみ視朝したというニュアンスを漂わせている。

C. すなわち、「不坐」の宣告が無ければ、皇帝入座が既定のものとして自動的に入閣が実施されたのであろう。

D. 第一章で述べたように百官は毎日朝参していた。ここで「不坐」の宣告があれば退朝、無ければ入閣となる。つまり、皇帝は毎日百官を接見するべし、という原理を逆説的に保証していたのが「宣不坐」の儀である。

E. 上記「毎日朝参」と「宣不坐」の組み合わせから成る「毎日視朝原理」は、五品以上の官僚集団（常参官）と皇帝の密接さを表象するものである。五代・北宋は「宣不坐」を「常朝」と称し、他方で内殿において一部の高級官僚と皇帝が個別に議政する方式が定着するが、これは皇帝と比較的多数の官僚集団が共同で政治を論じる大唐的政治体制の没落と、政府中央機構のコンパクトな組織化という、唐から宋への変容を表現する。

ここで、前掲表 4 を改めて検討したい。偶数日入閣の事例はなんらかの事情が背後にあるという印象が強いが、実は表 4-1 の大暦十二年三月庚辰（28）の事例は検討を要する事案なのである。この日、専権宰相の元載が代宗皇帝によって肅清される事件が起こったが、『資治通鑑』卷二二五、大暦十二年三月の条に、

上欲誅之、恐左右漏泄、無可與言者、獨與左金吾大將軍吳湊謀之。湊、上之舅也。會有告載、縉夜醮圖爲不軌者、庚辰、上御延英殿、命湊收載、縉於政事堂、又收仲武及卓英倩等繫獄。命吏部尚書劉晏與御史大夫李涵等同鞠之、問端皆出禁中、仍遣中使詰以陰事、載、縉皆伏罪。是日、先杖殺左衛將軍、知內侍省事董秀於禁中、乃賜載自盡於萬年縣。

とあるように、全くの不意打ちであった。『旧唐書』卷一一八、元載伝には、

大曆十二年三月庚辰、仗下後。上御延英殿、命左金吾大將軍吳湊齎載、縉于政事堂、各留繫本所。

とあり、代宗の政変発動は「仗下後」と記している。つまり入閣の朝儀終了後である。この事変が奇襲ならば、攻撃発動前は平常時を装わなければならぬ。すなわち、偶数日入閣が特異な事態であると、宰相以下の群臣が感じるようであれば、代宗にとって都合が悪いことになる。奇数日入閣原則が始まったのは代宗の大曆九年ごろであるから、当時は未だその原則が定着していなかったであろうか。

時代が下り、文宗が即位すると『冊府元龜』卷五八、帝王部、勤政に、文宗太和元年「八二七」三月。御紫宸殿、延英視事者、凡十一刻。宰臣得以口陳大政、帝皆虚心聽納。異日、對翰林學士於思政殿、對南北軍使於麟德殿。洎諸蕃使者、諸道進奏官、皆得引調。故事、隻日皇帝視朝、其雙日、百官但奉朝請退。帝既勤於爲理、其後欲與宰相間日論政、或當放朝、輟朝、皆令用雙日。

とあり、奇数日視朝を励行したが、勤勉に務めても畢竟二日に一度なので、次第に原則は確固たるものとなっていった印象を受ける。なので、甘露の変の翌日に入閣朝儀を挙行しているのは、やはり異例の事であろう。まず問題の二十二日の入閣では、張仲方を京兆尹に任命している(表3-150)。事変により長安が混乱に巻き込まれたので(表3-175)、治安の再建を優先したのである。次いで、紫宸殿の御前会議で宰相王涯の謀反が認定された(表3-166-172)<sup>27)</sup>。その夜、尚書僕射の令狐楚・鄭覃らが内殿に召対され、宰相の補任が決定された(表3-176-181)。入閣朝儀が平常に復帰したのは事変から一週間後の戊辰(27)?であるが、事変の翌日に朝儀を挙行し、生き残った高官達と善後策を講じているのを見ても、甘露の変を契機に文宗皇帝が宦官勢力(北司)の傀儡と化したとはいえないであろう。<sup>28)</sup>

先述した如く、「宣不坐」による二日に一度の視朝が「毎日視朝」を前提にしているものであるとしたら、唐皇帝にとって「毎日視朝」こそが根本的な原理であるといえる。それ故、奇数日入閣原則は絶対のものではない。まして王朝を揺るがすような重大事態に遭遇したら、なおさらのこと臣僚との接触は不可欠である。そうした原理が発動して、惨殺死体が点在するなか挙行された大和九年十一月二十二日の入閣は、皇帝と臣僚(南衛勢力)との間が決して断絶しておらず、南衛が政治勢力として未だ健在であったという、ある意味当然のことわりを象徴するものである。

### 結びにかえて

1. 『五代会要』卷5に記された「入閣儀」は、対仗・仗下奏事の分別や、文宗開成年間の制度改革を参照しており、唐制を継承する意欲が認められるものの、朝儀を挙行する殿宇の構造が唐代のそれとは乖離しており、唐制復元の根拠として全面的に依拠するわけにはいかない。
2. 『新唐書』卷三三上、儀衛志や甘露の変における入閣の実施例を勘案して、唐代入閣の儀式次第を復元すると概ね以下のようなになる。
  - ①宰相・兩省官が光範門より入宮↓②紫宸殿香案前に対班
  - ③その他の百官は宣政殿庭に班
  - ④皇帝、紫宸殿に入る↓⑤索扇・御座に就く・扇開↓⑥宰相・兩省官拝礼↓⑦喚仗↓⑧百官入閣↓⑨金吾將軍、「左右廂内外平安」を奏上↓⑩聽政↓⑪皇帝退朝
3. 甘露の変は、入閣の朝儀を利用して仕組まれた謀略であり、「禁中・

紫宸殿」―東西上閣門―含元殿という宮城の構造をなぞる形で事態が進行した。当時、宰相以下の南衙勢力は、紫宸殿・延英殿といった朝儀・聴政の場での「奏事」という形でしか、生身の皇帝に対する影響力を及ぼせなかった。その奏事の場合は禁中の殿宇であるから、普段は女官・宦官の領域である紫宸殿から金吾衛の庁舎がある含元殿まで、皇帝と宦官を誘導したのである。それは巧妙な策略であり、その為宦官勢力が文宗皇帝を拉致して上閣門の内部を目指したのは、当然の帰結である。

4. 甘露の変の翌日一月二十二日は、偶数日でありながら入閣が挙行されている。唐代後半期では奇数日視朝という原則が定着していたが、皇帝はあくまで毎日視朝すべきという理念（原理？）の上に「宣不坐」の儀を導入することによって二日に一度の朝儀が実施されていた。従って皇帝の「宣不坐」の指示が無いと自動的に入閣の朝儀が挙行されるのである。当該の日は朝廷を揺るがす事変の翌日であり、そうであればこそ文宗皇帝は南衙朝官の前に姿を現し、善後策を協議する必要があった。故に惨事の現場で肅々と朝儀が進行したのである。

ここでいくつかの点を補足したい。2の入閣朝儀の儀注であるが、⑩聴政の手順（対仗・仗下奏事）や聴政後の臣僚の退出の順番など、なお細かい点は『五代会要』入閣儀等を参照して検討する余地があり今後の課題としたい。なお宰相・両省官が百官とは別に紫宸殿に入り（①）、出座した皇帝に拝礼し（④⑤⑥）、両者一体となって百官の入閣を迎える（⑦⑧）という点は重要である。外朝含元殿や中朝宣政殿では、あらかじめ四品以下の臣僚の前に皇帝が姿を現し、彼らの前で三品以上の高官達が入場する儀注であったのと相違するからである。後者は三品以上の高官の参上に儀注の焦点が当たっているのに対し、内朝紫宸殿では宰相・両

省官という、少数の侍臣以外の臣僚を等し並みに扱っている。これは、紫宸殿が普段仗衛・朝臣の居ない皇帝のプライベート空間（禁中）であり、臣僚が入るには皇帝の勅が必要という殿宇の特性による。結果、朝儀における参加者は皇帝―宰相・両省官―その他百官という序列を形成することになった。その他百官は殿庭に序班し、宰相・両省官は殿上に待るので、時間的・空間的に区分された序列といえよう。先述した含元殿・宣政殿が三品以上・四品以下という、官品による区分であったのに対し、紫宸殿では皇帝の侍臣ともいべき宰相・両省官と尚書省以下の百官という、より現実の機能に即した区分が顕示されたのである。

こうした紫宸殿の特性の上に敢行されたのが甘露の変のプロットであるが、3・4で述べたように、この事変は宮城の物理的構造が当時の政治構造と相即していることを端的に表象する、希有な事例であったのである。

#### 注

① このうち、〔4〕常日朝会部分が挙行される殿宇については、学界で説が分かれている。古瀬奈津子氏・渡邊信一郎氏や筆者は、両儀殿・紫宸殿説をとったが、吉田欽氏や杜文玉氏など、太極殿・宣政殿説を主張する研究者も多い。古瀬奈津子氏「宮の構造と政務運営法」（『日本古代王権と儀式』、初出一九八四年）、拙著『唐王朝の宮城と御前会議―唐代聴政制度の展開』（晃陽書房、二〇〇六年）、渡邊信一郎氏『大唐開元礼』「皇帝元正冬至受群臣朝賀」をめぐって」（『中国史研究』一九、中国史学会（韓国）、二〇〇二年）。吉田欽氏『日中宮城の比較研究』（吉川弘文館、二〇〇二年）及び杜文玉氏『大明宮研究』（中国社会科学出版社、二〇一五年）参照。なお、李芳瑤氏「論北宋時期的『入閣儀』」（『首都師範大学学報』二〇一五―三）は筆者の所説を採用し、唐から五代を経て北宋に至る朝会儀礼の変化を、「入閣」儀礼に焦点を当てて概論されているので参照されたい。

② 〔1〕《大赦》は、『大唐開元礼』卷二二九、嘉礼に「宣赦書」として、〔2〕

《元日朝会》は、同書卷九七、嘉礼に「皇帝元正冬至羣臣朝賀」として、  
 [3]《朔望朝会》は同書卷一〇九、嘉礼に「朔日受朝」として記載されている。

③ 以下、引用文中の○は原注、□は筆者注とする。『冊府元龜』の「常」を「嘗」とするなどの避諱や癖字は改めた。

④ 拙稿「唐代朝参和「宣不坐」之儀」(『黎虎教授古稀紀念—中国古代史論叢』、世界知識出版社、二〇〇六年)、「五代中原王朝の朝儀における謝恩儀礼について—正衙謝と中謝—」(『東洋史研究』七四—四、二〇一六年)参照。

⑤ 杜文玉・趙水静両氏「唐大明宮紫宸殿与内朝朝会制度研究」『江漢論壇』二〇一三—七、前掲注①李芳瑤氏論考及び前掲注④拙稿参照。

⑥ 前掲注①拙著参照。

⑦ もっとも五代の入閣の儀は月1、2回しか開催しない極めて儀礼的な場であり、そこに実質的な御前会議の意義があったかどうかは別問題である。陳暉氏「従面對到上章：中唐至五代次対、転対制変遷研究」(『歴史教育学』二〇一三—一二)参照。

⑧ 前掲注①拙著第一部第五章参照。

⑨ これは後梁太祖の制度に始まる。拙稿「唐末五代前半期の朝儀について—入閣・起居・常朝を中心に—」(『立命館東洋史学』三七、二〇一四年)参照。

⑩ こうした殿宇の構造の相違から、北宋では唐代の内朝紫宸殿を「上閣」とみなす謬説が誕生した。「閣」はあくまで門の称謂であり、殿宇の呼称ではない。拙稿「宋人を中心とする唐代朝儀制度理解について—「入閣」とは何か?—」(『唐代史研究』二〇号、二〇一七年)参照。

⑪ 前掲注①吉田氏論著は儀衛志を宣政殿常朝の根拠とされているが、筆者は賛成できない。

⑫ この両観とは通乾・觀象門である。『唐会要』卷二五、文武百官朝謁班序、貞元二年(七八六)九月五日の勅に、

含元殿前、龍尾道下敘班。舊無此儀。惟令於通乾、觀象門南敘班。自李若水任通事舍人、奏更於龍尾道下敘班。既非典故、今請停廢。

とある。

⑬ 宣政殿立班は、入閣の前段階の朝儀であることは明瞭である。

⑭ 黄永年氏『唐史史料学』(上海書店出版社、二〇〇二年)は、『冊府元龜』の史料的価値を高く評価するが、その例として甘露の変の記載を挙げている。

⑮ 『冊府元龜』の記述では甲子(表3—186)の後に「次日」とあり、素直に読めば、乙丑(24)となるが、この日の入閣のあとに追朝が行われ、そこで鄭注が討たれたことが告示されている(表3—211、218)。それがいつの出来事なのか考証に苦労するが、『資治通鑑』の繫年に従い、この日の入閣を戊辰(27)とする。

⑯ 例えば『貞観政要』に記されるような、君臣の融通無碍な交遊が展開された太宗朝から、大明宮の便殿である延英殿における聴政が、皇帝と宰相以下の臣僚の接触の舞台として限定されていく様は、前掲注①拙著第一部第三章に論じた。

⑰ ただし、甘露が降るといふ異常事態に対処することから、このような手順になったとの可能性も排除できない。

⑱ 光範門は中書省へ向かう西軸の門である。図2参照。

⑲ ただし『大唐六典』卷四、礼部郎中・員外郎の条には、侍中奏禮畢。然後、中書令又與供奉官獻壽。時、殿上皆呼萬歲(按、舊儀闕供奉官獻壽禮。但位次立、禮畢、竟無拜賀。開元二十五年「七三七」、臣林甫謹草其儀、奏而行之)。

とあり、侍中が礼の終了を告げたあと、改めて中書令と供奉官が皇帝に対する献寿拜賀を行うよう李林甫が献策したとあるが、本文で述べた会昌二年の中書門下奏には、そのことが言及されておらず、玄宗朝以降実施されなかった可能性がある。

⑳ むしろ、儀衛志が『唐会要』の記事を取り入れた可能性もある。表2—15、24は本文『唐会要』引用記事c・dと措辞が類似している。

㉑ 吉田欽氏注①前掲書。

㉒ 皇帝が宣政殿に出席するとしたら、皇帝の身边警護にあたる千牛衛の武官が宣政殿前の横街に位置し、昇殿していない(表2—18)のも不自然である。前掲注①、拙著第二部第三章参照。

㉓ 『大唐開元礼』の記載する元日朝賀の舞台は太極殿であり、嚴密に含元

殿に適用できるものではないが、ここは参考資料として扱う。元日大朝会の意義については、渡邊信一郎氏『天空の玉座』柏書房、一九九六年、同氏「唐代の元会儀礼―『大唐開元礼』―皇帝元正冬至受群臣朝賀」訳注稿―『帝国システムの比較史的研究―平成七年度―平成九年度（一九九五―九七）科研費補助金研究成果報告書』一九九八年、金淵氏「唐前期왕세의朝会儀礼와 二威儀」『東洋史学研究』八七、二〇〇四年、元日朝賀の日中比較については、藤森健太郎氏「日本古代元日朝賀儀礼の特質」『史学』（慶応大学）六一―一・二、一九九一年、含元殿そのものの機能については、杜文玉氏「唐大明宮含元殿与外朝朝会制度」『唐史論叢』一五、二〇一二年参照。

②④ 『冊府元龜』卷三〇、帝王部、奉先の開成四年（八三九）三月己卯の条であるが、この年三月には己卯の日はなく、それに近い日付は二月二十七日か、四月二十八日である。同様に同書卷一〇四、帝王部、訪問の同年三月丁丑の条は、近い日付が二月二十五日か四月二十六日である。このように史書の干支の日付は正確とはいえず、史料検討にあたって留意しなければならない。

②⑤ 前掲注④拙稿「唐代朝参和『宣不坐』之儀」。

②⑥ 『新唐書』卷一四五、元載伝も「仗下」と記している。

②⑦ もっとも王涯らは事前に李訓の陰謀を知らされておらず無実であった。

横山裕男氏「甘露の変始末―唐代政治史の一齣―」（『長野大学紀要』五、一九七五年）参照。

②⑧ 陳寅恪氏『唐代政治史述論稿』（中華書局、一九七四年、初版一九四三年）は、唐代後半期の皇帝は宦官の「広義の模範監獄罪囚」であるとされる。前掲注②⑦横山氏論考も皇帝傀儡説を唱えておられる。こうした所説に対する批判は、前掲注①拙著付論二及び、兼平雅子氏「甘露の変直後の「反宦官」動向について」（『立正大学大学院文学研究科年報』三三、二〇〇六年）参照。

②⑨ 紫宸殿に入る為の東西上閣門の性質については、『故唐律疏議』卷七、衛禁律二、その解説として、律令研究会編『訳注日本律令六』一三―一八頁、窪添慶文氏注及び井上和人氏「唐代長安の諸門について―『唐律疏議』における「門」字の分析―」（『法史学研究会会報』九、二〇〇四年）、山田兼一郎氏「唐長安城の「闌入」をめぐって―禁苑と比較都城史研究の可能性―」（『専修史学』六四、二〇一八年）、吉田欽氏「日本の都城制―上閣門と閣門を通して―」（古瀬奈津子氏編『律令国家の理想と現実』、竹林舎、二〇一八年）等参照。

（本学文学部教授）